

令和8年1月から大規模な林野火災を予防するため  
「林野火災注意報」と「林野火災警報」が新設されます。

## 林野火災警報が発令されると 火の使用が制限されます！

### 火の使用制限とは

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

※1 林野火災警報発令中に「火の使用制限」に違反した者は、**30万円以下の罰金又は勾留**となることがあります。

※2 林野火災警報の対象区域はどちらもリマップで確認してください。

森林計画図(緑の部分)が対象区域となります。



どちらもリマップ

令和8年1月から全ての「たき火」の届出が必要となります。

↓「たき火」に該当する行為(例)↓



「たき火」の届出は裏面の用紙をご利用ください。



お問い合わせ先

塩谷広域行政組合消防本部予防課

TEL : 0287-40-1129



消防本部 HP

別記様式第19号(第18条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

年 月 日	
塩谷広域行政組合消防長様	
届出者	
住 所 (電話 )	
氏 名	
発生予定日時	自 至
発生場所	
燃焼物品名及び数量	
目的	
その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印欄は記入しないこと。